

関税法等に基づく税関長権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長権限の一部を
税関官署の長に委任すること等についての公告

令和5年9月27日

長崎税関長 小阪 好洋

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項の規定により委任される同項第2号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については管轄区域によるものとし、同条第2項の規定により、税関官署の長に権限を委任し、又は委任される権限の範囲を制限することとしたため、同条第5項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

なお、関税法等に基づく税関長権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（令和4年掲示第75号）は廃止する。

記

1 管轄

官 署 名	管 轄 区 域
三池税関支署 久留米出張所	福岡県のうち 久留米市、八女市、筑後市、小郡市、うきは市、三井郡、三潞郡、八女郡 佐賀県のうち 佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、神埼郡、三養基郡
長崎税関 長崎空港出張所	長崎県のうち 大村市
八代税関支署 熊本出張所	熊本県のうち 熊本市 菊池市 阿蘇市 合志市、菊池郡（熊本空港を除く。） 阿蘇郡 上益城郡（熊本空港を除く。）
八代税関支署 水俣出張所	熊本県のうち 水俣市 葦北郡 鹿児島県のうち 出水市 出水郡
八代税関支署 三角出張所	熊本県のうち 宇土市 上天草市 宇城市 天草市 天草郡
八代税関支署 熊本空港出張所	熊本県のうち 菊池郡及び上益城郡のうち 熊本空港
鹿児島税関支署 枕崎出張所	鹿児島県のうち 枕崎市、指宿市、南九州市
鹿児島税関支署 川内出張所	鹿児島県のうち 阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市
鹿児島税関支署 鹿児島空港出張所	鹿児島県のうち 霧島市のうち 鹿児島空港
鹿児島税関支署 志布志出張所	鹿児島県のうち 志布志市、曾於郡 肝属郡のうち 東串良町 肝付町

2 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき、税関出張所及び税関支署出張所に対し委任する権限

番号	事 項	根 拠 法 令 等
1	関税法第3章（船舶及び航空機）の規定に基づく権限のうち、次に掲げる以外の権限 (1) 船陸交通場所等の指定 (2) 積卸に際し呈示を必要とする書類の指定	関税法第24条第1項 関税令第15条第1項第4号
2	関税法第4章（保税地域）の規定に基づく権限のうち、次に掲げる以外の権限 (1) 関税令第29条の3の規定による税関職員の派出 (2) 指定保税地域蔵置貨物の種類の指定 (3) 指定保税地域取消後の貨物蔵置期間の指定 (4) 加工、製造等に関する報告の特別期間の指定	関税法第35条 関税法第39条 関税法第41条 関税法第61条の2第2項
3	関税法第7章（収容及び留置）の規定に基づく権限のうち、次に掲げる権限 (1) 旅客等の携帯品の留置 (2) 原産地虚偽表示等貨物の留置	関税法第86条第1項 関税法第87条第1項
4	関税法第9章（雑則）の規定に基づく権限のうち、次に掲げる権限 (1) 税関事務管理人の届出の受理 (2) 不開港出入許可手数料の軽減、免除	関税法第95条第2項 関税法第101条第3項
5	関税法第10章（罰則）の規定に基づく権限のうち、次に掲げる権限 犯罪貨物の保税地域搬入期間の指定	関税法第118条第5項
6	関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）の規定に基づく権限のうち、次に掲げる以外の権限 (1) 領置物件又は差押物件の公売等 (2) 領置物件又は差押物件の随意契約による売却及び廃棄	関税法第133条第2項 関税法第133条第3項
7	関税定率法の規定に基づく権限のうち、次に掲げる以外の権限 (1) 製造用原料品を使用する製造工場の承認 (2) 輸出貨物の製造用原料品を使用する製造工場の承認 (3) 指定製造工場の指定	定率法第13条第1項 定率法第19条第1項 定率令第50条の2第1項
7-1	関税暫定措置法の規定に基づく権限のうち、次に掲げる以外の権限 製造用原料品を使用する製造工場の承認	暫定法第9条の2第1項
8	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の規定に基づくすべての権限	
9	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の規定に基づくすべての権限	
10	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の規定に基づくすべての権限	

番号	事 項	根 拠 法 令 等
11	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の規定に基づく権限のうち、次に掲げる以外の権限 (1) 国産コンテナの設計型式による承認 (2) 国産コンテナ等の確認	コンテナ特例法第 14 条第 2 項 コンテナ特例令第 11 条第 1 項

3 関税法施行令第 92 条第 2 項に基づき、税関出張所及び税関支署出張所に対し制限する権限

事 項	根 拠 法 令 等
関税法第 6 章（通関）の規定に基づく権限のうち、次に掲げる権限 (1) 検査場所の指定 (2) 輸出してはならない貨物の没収、廃棄の命令 (3) 輸入してはならない貨物の没収、廃棄又は積戻しの命令	関税法第 69 条第 1 項 関税法第 69 条の 2 第 2 項 関税法第 69 条の 11 第 2 項

附 則（令和 5 年 掲 示 第 1 4 8 号）

この公告は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。